

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公表番号】特表2019-506936(P2019-506936A)

【公表日】平成31年3月14日(2019.3.14)

【年通号数】公開・登録公報2019-010

【出願番号】特願2018-539089(P2018-539089)

【国際特許分類】

A 6 3 C 5/02 (2006.01)

A 6 3 C 5/06 (2006.01)

【F I】

A 6 3 C 5/02 A

A 6 3 C 5/06 B

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月21日(2019.8.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

前記プラットフォーム3は、スロベニア特許公開SI 24358 Aに開示されている実施例と同様に、スキーのフロントパート1及びリアパート2に面するその底面33に、中心に位置するキャビティ35が設けられている。該キャビティ35内で、二つの対向する凹部351及び352が利用可能であり、これらは、二つの拘束突起部511及び512と協働するようにされている。前記拘束突起部の一方は、スキーのフロントパート1に配置され、他方は、スキーのリアパート2で利用可能である。フロントパート1及びリアパート2が整列されると、前記プラットフォーム3は、適切な角度で、軸線501を中心に回転され、前記突起部511及び512は、プラットフォーム3の前記キャビティ35の中に入り得る。プラットフォーム3がスキーの両パート1及び2と整列する位置に、垂直軸線501を中心に、前記プラットフォームを回転させると、前記拘束突起が、プラットフォーム3における前記キャビティ35内にある前記凹部351及び352の中に位置することになり(図1参照)、その結果、プラットフォーム3は、しっかりと、しかし、取り外し可能に、スキーのフロントパート1及びリアパート2の両方と相互に連結される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0026

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0026】

さらにまた、第三拘束突起部63は、スキーのリアパート2の頂面において利用可能であり、それを中心にスキーの前記フロントパート1及び前記リアパート2が回転され得る幾何学軸線100から適切な距離離して配置されている。前記拘束突起63には、円周の一部分の形態の溝630が設けられており、これ溝630は、少なくとも、プラットフォーム3の後部領域32の突起部320と協働するようにされている。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 3 0】

スキーの使用中、プラットフォーム3の前部領域にある突起部310は、第一保持突起の溝610の中に位置し、同時に、プラットフォーム3の後部領域にある突起部320は、第三保持突起の溝630の中に位置し、そこで、好ましくは、拘束機構631によって拘束され、それにより、一方では、スキーの両パート1及び2が、しっかりと相互連結し、他方では、プラットフォームの各回転が妨げられる。